

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長						
2	対象税目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">①</td> <td style="width: 150px;">政策評価の対象税目</td> <td>(法人税:義)(国税1) (法人住民税、事業税:義)(地方税1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>上記以外の税目</td> <td>(所得税:外、個人住民:外)</td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、事業税:義)(地方税1)	②	上記以外の税目	(所得税:外、個人住民:外)
①	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、事業税:義)(地方税1)						
②	上記以外の税目	(所得税:外、個人住民:外)						
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】						
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長(2年間)するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>						
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局						
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和元年7月</p> <p>分析対象期間:平成27年10月2日※~令和2年3月31日</p> <p>(※本税制関連の地域再生計画の初認定日)</p>						
7	創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度</p> <p>・創設</p> <p>(1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)</p> <p>(2) (地方拠点強化税制における)雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成28年度</p> <p>・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p>						

			<p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充（オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7 %、拡充型事業は 4 %（平成 27、28 年度と同水準）に維持。雇用促進税制について、質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）に対する控除額の上乗せ。等） <p>○平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長（2 年間） ・拡充（移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。認定時の要件を雇用者数 10 人（中小 5 人）から 5 人（中小 2 人）とする要件緩和。等）
8	適用又は延長期間		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用に創出する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定） 「人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京 23 区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に東京 23 区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。」

		<p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定) 「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を図るため、地方拠点強化税制を措置しているところである。東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討する。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定) 「地方への企業の本社機能等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する。」</p>										
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策4. 地方創生の推進 政策⑧ 地域再生の推進</p>										
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇創出を創出する。</p> <p>※ 具体的な政策の達成目標は、検討中。 ※ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、12月下旬頃に閣議決定予定。 ※ なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018（平成30年12月21日閣議決定）」においては、企業の地方拠点強化等に関して、以下の政策の達成目標を提示。</p> <p>2020年までの5年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方における雇創出を図るためには、関連施策を総動員して総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇創出しようとする重要な政策手段の一つである。 本税制を通じて、企業の本社機能の地方移転・地方拠点の強化を促進することで、地方において雇創出され、達成目標の実現に寄与する。</p>										
10 有効性等	① 適用数	<p><地域再生計画の認定状況等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>整備計画認定件数</th> <th>雇創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>45道府県(52計画)</td> <td>1,695件</td> <td>15,684人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年7月末時点)</p>		地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		整備計画認定件数	雇創出数	合計数	45道府県(52計画)	1,695件	15,684人
	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値										
		整備計画認定件数	雇創出数									
合計数	45道府県(52計画)	1,695件	15,684人									

＜整備計画の認定状況等＞

	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	累計
認定整備計画 数	77件	80件	71件	94件	17件	339件
認定整備計画 における雇用 創出数	4,447 人	3,225 人	2,793 人	3,413 人	270 人	14,148人
雇用促進計画 受付件数	25件	47件	61件	65件	20件	218件

※ 令和元年度に関して、認定整備計画数は令和元年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和元年7月31日までに労働局から報告のあったもの

＜適用件数＞

○オフィス減税

【平成27年度】4件（※出典：平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）

【平成28年度】20件（※出典：平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）

【平成29年度】31件（※出典：平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）

【平成30年度】25件（※出典：整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計）

【令和元年度】41件（※出典：整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計）

○雇用促進税制

【平成27年度】7件（※出典：平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）

【平成28年度】5件（※出典：平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）

【平成29年度】7件（※出典：平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」）

【平成30年度】13件（※出典：「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計）

【令和元年度】9件（※出典：「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計）

	<p>② 適用額</p>	<p>○オフィス減税(国税のみ)</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>①適用事業者数:4件 ②損金算入額:300,897 千円 ③税額控除額:79,363 千円 ※出典:平成 27 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>①適用事業者数:20 件 ②損金算入額:137,268 千円 ③税額控除額:1,550,067 千円 ※出典:平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>①適用事業者数:31 件 ②損金算入額:280,514 千円 ③税額控除額:1,466,314 千円 ※出典:平成 29 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>①適用事業者数:25 件 ②損金算入額:25,000 千円 ③税額控除額:1,991,000 千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計</p> <p>【令和元年度】</p> <p>①適用事業者数:41 件 ②損金算入額:32,000 千円 ③税額控除額:1,949,000 千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計</p> <p>○雇用促進税制(国税のみ)</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>①適用事業者数:7件 ②税額控除額:3,778 千円 ※出典:平成 27 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>①適用事業者数:5件 ②税額控除額:4,891 千円 ※出典:平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>①適用事業者数:7 件 ②税額控除額:49,090 千円 ※出典:平成 29 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>①適用事業者数:13 件 ②税額控除額:112,700 千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計</p> <p>【令和元年度】</p> <p>①適用事業者数:9件 ②税額控除額:109,600 千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計</p>
--	--------------	---

<適用件数・適用額に関する留意事項>

整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、地方における人手不足が影響し、予定していた雇用計画を達成できなかった、といった企業の声も挙がっている。

また地方公共団体が独自に講じる助成制度の中には、整備計画の認定を受けた企業を対象とする場合もある。当該助成制度の活用を主目的として整備計画の認定を受けた企業については、本税制の適用を受けてはいないものの、整備計画に則って地方拠点の強化や雇用創出を達成していることが期待される。

なお、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。

③ 減収額

○オフィス減税

(百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
国税 (法人税)	149.4	1,581	1,531	1,996.8	1,954.8	精査中
地方税	27.8	14.1	27.0	144.0	142.2	精査中
法人 住民税	10.3	5.6	13.1	139.8	136.8	精査中
法人 事業税	17.5	8.5	13.9	4.2	5.4	精査中
計	177.2	1,595.1	1,558.0	2,140.8	2,097.0	精査中

(出典等)

- ・ 平成 27～29 年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。
- ・ 平成 30 年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。

○雇用促進税制

(百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
国税 (法人税)	3.8	4.9	49.1	112.7	109.6	精査中
地方税(法 人住民税)	0.3	0.3	3.4	7.9	7.7	精査中
計	4.1	5.2	52.5	120.6	117.3	精査中

(出典等)

- ・ 平成 27～29 年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。
- ・ 平成 30 年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計。
- ・ 地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算。
- ・ 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。

本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成 27 年 10 月から令和元年6月末時点(令和元年7月 15 日までの間に都道府県から報告のあったもの)で 339 件が都道府県に認定されており、当該計画に基づいて、14,148 人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。整備計画の認定件数は前年同時期に比べて 98 件(前年比 1.4 倍)、雇用創出数は 3,069 人(前年比 1.3 倍)増加しており、着実な進展が見られる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画に基づくと、企業の本社機能の地方移転等により、地方において創出が見込まれる雇用は、14,148 人である(令和元年6月末時点、)。

それに加え、本税制の副次的な効果として、オフィスの整備に係る設備投資に伴って、平成 27 年度から令和元年度までに合計 3,177 億円の経済波及効果が見込まれる。

	設備投資に伴う経済波及効果
平成 27 年度	8,021 百万円
平成 28 年度	79,810 百万円
平成 29 年度	74,736 百万円
平成 30 年度	61,581 百万円
令和元年度	93,533 百万円
合計	317,683 百万円

			<p>※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数 2.0145(出典:平成 23 年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転または地方拠点を強化して経済活動を行い、また同地において雇用を創出することで、当該企業の立地する地方公共団体にとっては、経済・雇用の両面で本税制の効果に直接裨益することとなる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。また、租税特例措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方への移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほか、「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 ・ 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>地方公共団体にとっては、本税制を適用した企業が本社機能を同地に移転して経済活動を行い、また同地で雇用を拡大させることで、経済・雇用の両面で本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和2年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、相当性があると言える。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 7 月(H30 内閣 01-1)